

農地法第3条の規定による許可申請書（記載例）

下記〔**農地**・採草放牧地〕について**所有権**を〔設定・**移転**〕したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

賃貸借権、使用貸借権の場合は設定に○をしてください。

令和 年 月 日

山武市農業委員会会長 様

申請人
譲受人 氏名（名称） **山武 太郎**

譲渡人 氏名（名称） **山武 花子**

記

1 申請当事者の氏名（名称）、住所、職業及び年齢

法人で該当する場合のみ○をしてください。

当事者	氏名	年齢	職業	現住所	国籍等	在留資格又は特別永住者	在留期間及び在留期間の満了の日	認定経営 発展法人
譲受人	山武 太郎	50	農業	山武市殿台〇〇〇番地 電話連絡先 0475-〇〇-〇〇〇〇	日本			
譲渡人	山武 花子	70	農業	山武市松尾町松尾〇〇〇番地 電話連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇				

2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、収穫高及び耕作者の氏名又は名称

所在・地番	地目		面積	10アール 当り収穫高	利用 状況	所有者氏名 (名称)	利用者 (所有権以外の使用収益 権が設定されている場合)		備考
	登記簿	現況					氏名 (名称)	利用 権原	
殿台〇〇〇番	田	田	3000 m²	※記入しない	田	山武 花子			

土地登記事項証明書を参考に記入してください。
筆数が多い場合は、別紙を作成・添付し、割印を押してください。

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

譲受人 **経営規模拡大の為、自分の耕作地に近い申請地を取得したい。**

譲渡人 **高齢であり、農業経営を縮小したい。**

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

所有権移転（売買） 売買価格 〇〇万円／10a

・売買で所有権移転の場合
→売買価格を記入してください。
・賃貸借権設定の場合
→賃借料を記入してください。

所有権移転（贈与）、賃貸借権設定（期間〇年）、使用貸借権設定（〇年）などを記入してください。

5 権利を設定、移転しようとする当事者及びその世帯員が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

	譲受人					譲渡人				
	所有地			借入地		経営地 ①+④				
	自作地 ①	貸付地 ②	その他 ③	現に耕作中の 土地 ④	その他 ⑤		自作地 ①	借地 ②	貸付地 ③	経営地 ①+②
田畑 樹園地 計 採草放牧地 山林その他	30,000 m ² 3,000 m ² 33,000 m ²			20,000 m ²		50,000 m ² 3,000 m ² 53,000 m ²	5,000 m ²		3,000 m ²	5,000 m ² 5,000 m ²
譲受人・譲渡人の経営面積 (m ²) を記入してください。 不明な場合は農業委員会事務局にお尋ねください。										

6 権利を取得しようとする者又はその世帯員（構成員）がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力以外の労働力に依存している状況（法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況）

	氏名	年齢	権利取得者との続柄	職業	農作業従事 日数	備考
世帯員 (構成員)	山武 太郎	50	本人	農業	300	
	山武 京子	50	妻	農業	300	
	山武 卓也	28	子	農業	300	
常雇						
季節雇・臨時雇		年間延日数				日

7 権利を取得しようとする者及びその世帯員の農機具及び家畜の保有状況

数量	種類	耕運機	トラクター	田植え機	コンバイン
確保済み	所有	1台	1台	1台	1台
	リース				
導入予定	所有				
	リース (資金繰りについて)				

申請者の農業用器具の確保状況を記入してください。これから導入する場合は導入予定に記入してください。

8 農作業に従事する者の数及び配置の状況

権利を取得しようとする者の農作業等の経験		農業従事経験 25年		通作距離 又は時間	400m
世帯員等その他による労働力	区分	人 数		農作業経験の状況等	
		平均通作距離 又は時間			
	常時雇用	現 在 (0) 名			
		増員予定 (0) 名			
臨時雇用	現 在 (0) 名				
	増員予定 (0) 名				
配置の状況 (所有又は借入農地が複数市町村にまたがる場合は、市町村別に記載する。隣接市町などで配置が同じ場合は、該当する市町名を列記する。なお、「住所地、拠点となる場所等」は市町村名を記載する。)					
市町村		氏 名		住所地、拠点となる場所等	
東金市		山武 卓也		山武市	
				平均通作距離 又は時間	
				15分	

9 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

別紙1のとおり

権利取得後において、耕作の事業に供すべき農地が、1つの市町村のみである場合は、当該欄の記載は不要です。

10 農地所有適格法人としての事業等の状況

別紙2のとおり

農地所有適格法人が申請する場合のみ記入してください。

11 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う農業への従事状況 (農地法第3条第3項の適用を受けて農地所有適格法人以外の法人が同条第1項の権利を取得しようとする場合のみ記載する。)

氏名	役職名	農業従事状況 〔その法人が農業 (労務管理や市場開拓等も含む。) を行う期間 : 年 箇月〕	
		当該事業に参画・関与している期間	
		年	か月 (直近の実績)
		年	か月 (見込み)
		年	か月 (直近の実績)
		年	か月 (見込み)
		年	か月 (直近の実績)
		年	か月 (見込み)

12 周辺地域との関係について、権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響

周辺農地への影響はありません。
問題が発生した場合には話し合いにより解決します。

- 13 農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等、地域との役割分担の状況（農地法第3条第3項の適用を受けて農地所有適格法人以外の法人が同条第1項の権利を取得しようとする場合のみ記載する。）

草刈り、水路の清掃等、地域の方々との活動に協力します。

- 14 信託契約の内容（信託契約の場合のみ記載する。）

- 15 その他参考となるべき事項

特になし。

（記載要領）

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
- 5 記の4は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。